

都市型ケアハウスやすらぎグランデ重要事項説明書

1. 事業主体概要

- ・設置者名称 社会福祉法人章佑会
- ・法人住所 東京都練馬区大泉学園町7丁目12番30号
- ・代表者氏名 馬場 康雄
- ・電話番号 03-5387-5577

2. 入居施設

- ・施設名称 都市型ケアハウスやすらぎグランデ
- ・所在地 東京都練馬区大泉学園町8丁目9番30号
- ・施設長名 松岡 和寿
- ・電話番号 03-5947-5590
- ・FAX 番号 03-5947-6656
- ・開設年月日 平成26年6月1日
- ・構造 鉄筋コンクリート造地下1階地上4階
- ・定員 10名
- ・居室内の設備 洗面所、据え付け家具、ナースコール
- ・共用施設 食堂、トイレ、浴室、洗濯室、居間、相談室等

3. 運営方針

社会福祉法人章佑会（以下「法人」という）が運営する都市型ケアハウスやすらぎグランデ（以下「施設」という）は、都市部を対象とした小規模な軽費老人ホームであり、以下の各号を基本方針とします。

- ① 当施設は、無料又は低額な料金で、身体機能の低下等により自立した常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難なものを入所させ、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、入居者が安心して生活できるようにすることを目指します。
- ② 当施設は、入居者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスの提供を行うように努めます。
- ③ 当施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、練馬区（以下、「区」という）、老人福祉を増進することを目的とする事業を行う者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

4. 利用要件

(下記①～⑥全てに該当する方)

- ① 60歳以上であって、低所得で練馬区に住民票を有する方。
- ② 身元保証人が得られる方。ただし特別の事情がある場合は、この限りではございません。
- ③ 身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安がある方。
- ④ 感染症がなく、かつ、医療について自己管理できる方。
- ⑤ 問題行動を伴わず共同生活が可能なる方。
- ⑥ 家族による援助を受けることが困難である方。
- ⑦ その他、区長が特に入所が必要を認める方。
※ 生活保護受給者の方も入所可能です。

5. 職員配置と職務

- 施設長 (1名・常勤兼務)
職務：施設業務の総括。
- 生活相談員 (1名・常勤専従)
職務：入居者の生活相談、面接、援助。
- ケアスタッフ (1名・常勤専従・2名非常勤専従)
職務：入居者の日常生活の援助、介護。
- 栄養士 (1名・常勤兼務)
職務：献立の作成と栄養管理、委託業者との調整。

6. 施設サービスの概要

- ① 食 事
 - 食事場所：食堂
 - 食事時間：朝食 7:30～8:30・昼食 12:30～13:30・夕食 18:00～19:00
- ② 入 浴
 - 浴 室：2箇所
 - 入浴時間：14:00～20:00

7. 健康管理

日常生活での機能低下を予防し健康な生活が送れるよう、日頃の健康チェックで健康状態の把握を行い記録を保存し、入居者の健康管理を確保するため少なくとも年1回以上の健康診断を行うなど必要な指導援助を行います。また、入居者から健康に係る相談を受けたときは、速やかに医療機関等の紹介など必要

な援助を行います。

8. 相談及び援助

入居者やそのご家族からの各種相談に応じ、可能な限り必要な援助を行います。必要な場合は関係機関等と連携をとり対応します。

9. 入居者の活動の支援

ケアハウスでの生活が健康で安心できる環境を作り上げて行く事を第一の目標とし、必要に応じ入居者が自主的に様々な活動に取り組めるよう支援します。

10. 利用料

利用料金は利用料金一覧表（別紙）をご参照下さい。

11. 利用料金のお支払い方法

利用料金は利用月に提供したサービスに係わる費用及びその他精算を必要とする費用の合計を利用月末締めで計算し、請求書を翌月の15日頃までに配布いたします。（1ヶ月に満たない期間に関する利用料金は利用日数に基づいて日割りで計算し請求します。）請求書の内容を確認のうえ、毎月27日までに、金融機関口座から自動振替、事業者の指定する金融機関への振り込み、または、当施設の窓口での現金支払いによりお支払いください。なお、自動振替の日（毎月27日）が金融機関の休業日となる場合は翌営業日の自動振替となります。

【振込先金融機関】

都市型ケアハウスやすらぎグランデ
三菱東京UFJ銀行 大泉支店
口座番号

*振込手数料は入居者負担となります。

12. 入居中の医療の提供について

医療が必要となった場合は、入居者の希望により選定した医療機関より訪問診療等を受けることができます。なお、当施設の協力医療機関は下記の通りですが、協力医療機関での優先的な診療（訪問診療含む）を保証する物ではなくまた、診療を入居者へ義務づけるものではありません。

【協力医療機関】

- ・ 社会福祉法人信愛報恩会 信愛病院
- ・ 東京都清瀬市梅園2丁目5番9号
- ・ 042-491-3211

1 3. 入院期間中の対応

入居者に入院の必要が生じ、医師の診断により明らかに3ヶ月以内に退院見込みがない場合、または入院後3ヶ月を経過しても医師の診断により退院できないことが明らかになった場合は、退所のご相談をいたします。但し、入居者の希望等を勘案し、必要に応じ適切な対応を図ります。また、やむを得ない状況がある場合を除き、退院後再入居することが円滑にできるように、入居者および区と協議し対応いたします。

1 4. 居室及び設備の使用上の注意

居室及び共用設備、敷地を本来の用途に従って利用していただきます。故意に、または入居者の過失により施設及び設備を壊したり、汚したりした場合には、入居者に自己負担で原状回復していただくか、相当の代価をお支払いいただく場合があります。なお、居室の模様替えを行う場合は、あらかじめ書面にて内容を届け出て、事業者の承認を得る必要があります。

1 5. 苦情の受付について

◇ 当施設における苦情の受付

当施設におけるご相談や苦情は面接、電話、書面などにより苦情受け付け担当者が随時受け付けます。

【都市型ケアハウスやすらぎグランデ苦情相談窓口】

- 苦情受け付け担当者 生活相談員
- 受付時間 8:30～17:30
- 電話番号 03-5947-5590
- FAX 03-5947-6656

◇ 公的機関においても苦情の申し出が出来ます。

【練馬区大泉高齢者相談センター】

- 東京都練馬区東大泉 1-29-1 大泉学園ゆめりあ1・4階
- 受付時間：8:30～17:15
- 電話番号：03-5905-5271
(月曜～金曜、但し祝休日及び12/29～1/3を除く)

【練馬区保健福祉サービス苦情調整委員事務局】

- 東京都練馬区豊玉北 6-12-1 練馬区役所西庁舎 3階
- 受付時間：8:30～17:15
- 電話：03-3993-1334
(月曜～金曜、但し祝休日及び12/29～1/3を除く)

1 6. 施設ご利用に当たっての注意事項

① 面 会

- 面会の際は、入口の面会簿にご記入下さい。
- 面会時に持参した薬は、必ず職員に連絡して下さい。
- 面会には曜日の制限はありません。
- 面会時間は 8 : 30 ~ 19 : 00
(時間外にお越しの場合は、事前に電話にてご連絡をお願いします)
- 特に必要があるときは面会の場所や時間を指定する場合があります。

② 外出・外泊

- 外出（短時間のものは除く）や外泊の際は必ずその前日までに、その都度、外出・外泊先、用件、施設へ帰着する予定時間、連絡先等を施設長まで届け出て下さい。

1 7. 入居者留意事項

① 居室の清掃

- 居室の清掃、日常的な維持管理は入居者が行います。
- 居室のゴミ・物については、入居者が定められた場所まで運搬することを基本とします。

② 飲酒・喫煙

- 健康上問題がない限り特に制限はありません。但し飲酒については世間での常識の範囲内で、また喫煙については、必ず所定の喫煙コーナーでの喫煙をお願いいたします。

③ 宗教活動

- 特に規制等はありませんが、布教活動はご遠慮いただいています。

④ 火気の取扱

- 居室において、タバコの喫煙、石油ストーブ、電気ストーブ、カセットコンロ、アイロン、ロウソク・線香等火器類の使用を禁止します。アイロンの使用や簡単な調理は施設が指定する場所を利用して下さい。

⑤ 部外者の利用

- 外来者を宿泊させるときは、あらかじめ施設長に届け出て下さい。但し、入居者が在室中である場合に限りです。

⑥ 金銭管理

- 金銭は、原則、入居者管理です。やむを得ない事情がある場合は、相談の上、制度や必要なサービス等をご案内します。

18. 施設内留意事項

- ① 入居者は相互に親睦を図り、他人の迷惑となるような行動や言動がないように気をつけて下さい。
- ② テラスは災害・非常時の避難経路となります。避難経路として支障が出ないように充分注意をしてご利用下さい。
- ③ テレビ・ラジオ・ステレオ等の音響機器の使用は他人の迷惑とならないようにボリュームを落としてご利用下さい。
- ④ 入居に際しては、他の入居者も利用することを考え清潔維持に努めて下さい。
- ⑤ インフルエンザやノロウイルスなど管理が必要な感染症の診断を受けた場合または症状があった場合は職員に申出でて下さい。

19. 施設内禁止事項

- ① けんか、口論、泥酔、薬物使用等他人に迷惑のかかること。
- ② 宗教活動、政治活動、営業活動、習慣等により他人の自由を侵害したり、他人を攻撃したりなど迷惑を及ぼすような行動をすること。
- ③ 指定した以外の場所で火気を用いること。
- ④ 施設の秩序、風紀を乱し、または安全衛生を害すること。
- ⑤ 故意又は無断で、施設もしくは備品に損害を与え、また、これらを施設外に持ち出すこと。
- ⑥ 施設内で動物を飼育すること。
- ⑦ 入居者の居室を転貸、または譲渡もしくは入居者以外の方を同居させること。

20. 緊急時の対応

- ① 身体の状況の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状態になった時は、昼夜を問わず24時間いつでもナースコール等で職員の対応を求めることができます。
- ② 職員はナースコール等で入居者から緊急の対応要請があった時は、速やかに適切な対応を行います。
- ③ 入居者が、予め緊急連絡先を契約時に届けている場合は、医療機関への連絡と共に、その緊急連絡先へも速やかに連絡を行い、救急対応を行うものとします。
- ④ 非常通報装置や全館一斉放送設備を活用し、緊急の連絡を速やかに行います。

21. 非常災害対策

当施設においては消防法令に基づき防火管理責任者を選任し、非常災害等に対して、具体的な消防計画等の防災計画を立て、防災委員会を設置し、職員又は入居者を対象とした自衛消防訓練を実施します。また、広域災害が発生した場

合、施設自体の建物損傷がない時は、施設内に留まっていることが十分予測されるため、非常災害時に備えて、非常用食料、飲料水、医薬品等の備蓄を実施しています。

① 災害への対応

○ 防災設備

消火設備、自動火災報知設備、防火煙設備、非常煙設備、非常通報装置、非常放送設備、避難器具設備、誘導灯設備、スプリンクラー、自家発電等

○ 防災訓練

毎月一回、職員又は入居者を対象とした自衛消防訓練を実施します。その内年2回は避難訓練を実施します。

○ 防火管理責任者 特別養護老人ホーム介護主任

2 2. 人権の擁護及び虐待の防止のための措置

当法人は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとします。

① 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備をします。

② 虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修を実施します。

③ 職員は、入居者に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等の虐待を行ってはならないと定めます。

(1) 殴る、蹴る等直接入居者の身体に侵害を与える行為。

(2) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為

(3) 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること。

(4) 強引に引きずるようにして連れて行く行為。

(5) 乱暴な言葉使いや入居者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。

(6) 当施設を退所させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること。

(7) 性的な嫌がらせをすること。

(8) 当該入居者を無視すること。

2 3. 身体的拘束等

当法人は、入居者の身体的拘束は行いません。万一、入居者又は他の入居者、職員等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には文書で家族等の同意を受けた時にのみ、その条件と期間内にて身体的拘束等を行うことができるものとします。

24. 当法人の個人情報保護の取扱方針

[1] 個人情報保護に関する基本方針

① 個人情報の適切な取得、管理、利用、開示、委託

- a. 個人情報の取得にあたり、利用目的を明示した上で、必要な範囲の情報を取得し、利用目的を通知または公表し、その範囲内で利用します。
- b. 個人情報の取得・利用・第三者提供にあたり、本人の同意を得ることとします。
- c. 当法人が委託をする介護・医療関係事業者については、業務の委託にあたり、個人情報保護法とガイドラインの趣旨を理解し、それに添った対応を行う事業者を選定します。又委託にあたり、秘密保持契約を締結した上で情報提供し、委託先への適切な監督をします。

② 個人情報の安全確保の措置

- a. 当法人は、個人情報保護の取組を全職員に周知徹底させるために、個人情報保護に関する諸規程類を整備し、必要な教育を継続的に行います。
- b. 個人情報への不当アクセス、個人情報の漏洩、減失、または毀損の予防及び是正のため、当法人内において規程を整備し、安全対策に努めます。

③ 個人情報の開示・訂正・更新・利用停止・削除等への対応

当法人は、本人が自己の個人情報について、開示・訂正・更新・利用停止・削除等の申し出がある場合には、速やかに対応します。これらを希望される場合は、施設窓口までお問い合わせ下さい。

④ 苦情の処理

当法人は、個人情報取扱に関する苦情に対し、適切かつ迅速な対応に努めます。

[2] 個人情報の利用目的

当施設では、入居者の尊厳を守り、安全管理に配慮する個人情報保護方針の下、ここに利用目的を特定します。あらかじめ入居者本人の同意を得ないで、必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

① 入居者へのサービスの提供に必要な利用目的

a. 施設内部での利用目的

- ◇ 当施設でのサービスの提供
- ◇ サービスの利用に係る当施設の管理運営業務
 - ・ 入退所等の管理
 - ・ 会計経理
 - ・ 事故等の報告

- ・ 当該入居者の介護サービスの向上
- ・ 行政への事務手続きや届出
- b. 他のサービス事業等への情報提供を伴う利用目的
 - ◇ 介護サービスに係わる業務
 - ・ 入居者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所、有償サービス事業所との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答
 - ・ 厨房業務委託、介護ソフト保守業務
(委託先：株式会社トラスティフード、株式会社ワイズマン)
 - ・ 入居者の診察等にあたり、外部の医師の意見、助言を求める場合
 - ・ 家族や身元保証人等への心身の状況説明
 - ◇ 行政サービスに係わる業務
 - ・ 担当ワーカーや生活支援員等行政関係者への情報提供
 - ・ 東京都や区から提出を求められた報告書等
 - ◇ 損害賠償保険などにかかる保険会社等への相談又は届出等

[3] 上記以外での利用目的

- a. 当施設内部での利用に係る利用目的
 - ◇ 当施設の管理運営業務のうち
 - ・ サービスや業務の維持・改善の基礎資料
 - ・ 当施設において行われる学生等の実習への協力
 - ・ 当施設で行われる事例研究。
- b. 他の事業者等への情報提供に係る利用目的
 - ◇ 外部監査機関への情報提供
 - ◇ 災害等緊急時における行政機関等への情報提供

都市型ケアハウスやすらぎグランデの入居にあたり、入居者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

<事業者>

所在地 東京都練馬区大泉学園8丁目9番30号

名 称 都市型ケアハウス やすらぎグランデ ㊞

<説明者> 所属 都市型ケアハウスやすらぎグランデ

氏名 _____ ㊞

所属 _____

氏名 _____ ㊞

私は、契約書および本書面に基づいて、事業者から都市型ケアハウスやすらぎグランデについての重要事項の説明を受け、内容を理解し同意いたしました。

<入居者> 住所 _____

氏名 _____ ㊞

<身元保証人①>住所 _____

氏名 (続柄) _____ (_____) ㊞

<身元保証人②>住所 _____

氏名 (続柄) _____ (_____) ㊞

貴施設のサービスを利用するにあたり、入居者およびその家族の個人情報を、「契約書」及び上記「個人情報の利用目的」に特定した内容において用いることについて同意いたします。

入居者同意欄 氏名 _____ ㊞

(身元保証人①) 氏名 (続柄) _____ () ㊞

(身元保証人②) 氏名 (続柄) _____ () ㊞

家族同意欄 氏名 (続柄) _____ () ㊞

(別紙)

都市型ケアハウスやすらぎグランデ料金表 (令和7年4月1日改定)

施設利用負担月額(標準)		
114,510円～248,910円		
入居者負担金内訳		
利用料項目／対象収入	月額(円)	
サービスの提供に要する費用 (前年の対象収入により算出します。) ※対象収入・・・前年の収入から租税、社会保険料及び医療費等を除いた収入	1500000円以下	10,000
	1,500,001円～1,600,000円	13,000
	1,600,001円～1,700,000円	16,000
	1,700,001円～1,800,000円	19,000
	1,800,001円～1,900,000円	22,000
	1,900,001円～2,000,000円	25,000
	2,000,001円～2,100,000円	30,000
	2,100,001円～2,200,000円	35,000
	2,200,001円～2,300,000円	40,000
	2,300,001円～2,400,000円	45,000
	2,400,001円～2,500,000円	50,000
	2,500,001円～2,600,000円	57,000
	2,600,001円～2,700,000円	64,000
	2,700,001円～2,800,000円	71,000
	2,800,001円～2,900,000円	78,000
	2,900,001円～3,000,000円	85,000
3,000,001円～3,100,000円	92,000	
3,100,001円以上	144,400	
居住に要する費用	53,700	
生活費(食費・共用部の光熱水費・維持管理費等)	44,810	
光熱水費(居室部分の光熱水費) ※1	6,000	
※1 光熱水費については、一定期間毎に実費精算いたします。		
※ その他、外部介護サービス利用料、有償福祉サービス利用料、個人の嗜好品、理美容費、医療費・薬代等は全て実費負担となります。		

